

川崎町農業委員会

2月総会議事録

期 日 平成28年2月10日(水)

場 所 川崎町役場2階入札室

*この公開議事録は個人情報に関連すると思われる部分については●で消しています。

平成28年2月10日開催、2月川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(11人)

1番	土田 大作	2番	植木 守		
4番	吉住 英子			6番	大谷 春清
7番	奈木野 康徳	8番	小山田 憲司		
10番	小峠 清人				
		14番	鍋藤 清隆	15番	大内田 峰夫
16番	柳武 正義	17番	中野 恵		

3、欠席委員(5人)

3番	岩本 勉	5番	杉本 利雄	9番	川根 節生
11番	藤川 航	12番	中村 明		

4、本会事務局 事務局長：久保山孝幸、 係長：財津かおり、主事：山野弘貴

5、議事日程

議事録署名委員の指名

報告第1号 非農地証明願について(3件)

(継続議案)

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

その他

6、会議の概要

議 長 続きまして、継続審査、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事 務 局 先月より継続審査となっています、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案は10ページから再度付けています。議案の説明は省略します。

まず、この申請の要点を説明します。

農地法第5条(転用)の申請について、許可の要件として、まず1番に立地基準というものがあります。

立地基準とは、農地を営農条件及び市街化状況から見て、5種類に区分し、優良な農地での転用を厳しく制限し、農業生産への影響の少ない第3種農地等への転用を誘導することを目的としています。

この申請地に関しては、第2種農地の鉄道の駅や県庁、役場から半径500m以内の農地に該当します。この申請地は、池尻駅から500m以内の農地です。第2種農地というのは、市街地として発展する可能性のある農地です。そのため原則許可できる農地となっています。

2番目の要件として、一般基準というものがあります。

一般基準とは、申請目的実現の確実性、被害防除措置等について、適当であるかを判断します。

具体的には、農地を転用し、申請した目的どおりに利用することが確実と認められるかどうか、資金計画は妥当であるか、周辺農地の営農条件に支障が生じるおそれがあると認められるかどうか、これは、土砂の流出等の災害発生のおそれ、農業用排水の機能障害などです。

この申請地に関しては、立地基準は、第2種農地、原則許可できる農地、一般基準は、転用の確実性、周辺農地への被害防除措置、資金計画、その他書類についてもきちんと提出されています。

農業委員会として、この2つの基準を基に審議をお願いしたいと思います。

先月の総会の後、申請者さんに継続審査になったことと、農業委員会として、主に農業に関連する意見として、周辺農地、近隣住民への説明はどうかということ、農道側の出入り口の封鎖もしくは何らかの措置の検討、県道側出入り口変更の検討を伝えました。その回答については、本日も申請者さんがみえてますので、後ほど検討結果を話していただきたいと思います。以上です。

議長 本日は、申請者さんに説明に来てもらっていますので、説明を受けたいと思いますが、よろしいですか。

(了承)

申請者 (3名入室)

よろしくをお願いします。

議長 それでは申請者さんの方より説明をよろしくをお願いします。

申請者 それではうちの方より説明させていただきたいと思います。まず質問内容について確認いたしたいのですが、裏側の農道側の出入り口に対しましては、前回もお話させていただきましたように自転車と人しか通れないような形として、障害物を置いて、自転車のみ通れるように、合わせて要望がありました、農業者優先という看板を設置させていただきます。県道側道路の出入り口につきましては、現在警察との協議も完了しておりまして、今の現在での出入り口の計画をさせていただきたいと考えております。前回もお話しましたように区長さんの方に地区の説明会の必要があるかどうかについて、お話をさせていただいてたんですけど、住民の方への説明は今回必要ないということでしたので、前回隣接の農地の方に関しましては、改めて個別に回らせていただきたいと考えています。以上3点でよろしかったでしょうか。

- 議長 長 それでは質問に入ります。質問のある方は挙手してください。
- 15番委員 裏の農道、自転車も出入りすれば単車も出入りすると思う。看板を立てても農繁期になったら、あそこに車を止めるんよね。そのときに農業者との事故があったときは困ると思う。それと農道というのは受益者負担で3分の1負担せないけんとよね。もし農道を整備するときは、100万かかれば33万払わんといけんとよね。大体言えば自転車と単車はあまり通したくないのが事実。
- 申請者 前回、そういうお話をいただきまして、営業の方とお話させていただいたんですけど、やはり実は近くに嘉麻店がございまして、嘉麻店につきましても裏側の農道に対して2か所、人と自転車の出入り口を設けさせていただいています。ただし実際開店から私も何回か参っているんですけど、実際にお使いになられている方がいらっしゃるんですけど、ただそういった事実を営業の方に伝えて、ですから今回ここは閉鎖という形もお話しして協議したんですけど、営業の方もやはり特に多方面からお客様が来られるために出入り口を確保したいということで、先ほどのお話でありましたが、スクーターの幅では通らないような形でこの通路に対して1か所、2か所ということで自転車でもこういうふうに通れないような形で、一般的には通れないような形で計画したいということでお願いできないでしょうか。
- 15番委員 ああの裏には田もあるしね、稲築もおたくが作って、嘉麻店かね、あそこは両方に田はないよね。
- 申請者 裏側に一部残っています。
- 15番委員 ここは中元寺川沿いにずっとあるき、農家の人はあれを利用する。もしもお客様さんとの接触事故なんかがあったときに、農家の方に迷惑がかかるやろ。
- 申請者 人と自転車の出入り口に関してはですね、閉鎖できるようなチェーンバリカーを設置するという形をさせていただいたと思うんですけど、もしそういった支障があるということでしたら、例えば農繁期にはそちらにチェーンで農繁期期間は使用禁止みたいな対応は検討させていただきたいと思います。
- 15番委員 あそこは買い物をして帰る人も自転車で通るんよね。そののとをきちんとしてね、農繁期の間は通さんということであればね。
- 申請者 実際は利用状況をもう少し確認させていただいたうえで、またそういった事例があった場合については対応させていただきたいと思います。
- 6番委員 申請者さん、15番委員も言われてましたけど、近くの農地を持ってるかそういう所には極力説明ができることが1つと、要望をできるだけなのでほしいなと、川崎町の要望も一緒ですけど、おたくができる範囲協力してもらったら、農業委員会としても通した以上は責任があると感じてるんですよ。その辺も含めたところでよろしくをお願いします。
- 申請者 わかりました。
- 15番委員 それと県道沿いの出入り口、水の止めるところがあるんよね。水路の方向を

変えていくところ、あの辺を危なくないようにしてもらわないといけんし、
県道沿いの反対側に農地が1つあると思うんよね。

申請者 今おっしゃられているのは、ちょうど敷地の際といたしますか、こちらになりますので。

15番委員 それはそれとして、前に農地があるやろ。そこの出入りがきついんじゃないかと思うんよ。今現在は何とかいきようけどね。

申請者 ここは今回警察との協議でも2か所の出入り口を設けているんですけど、2か所の出入り口の()の部分に反対側の出入り口になっています。こういう形でいけば大体真ん中くらいになっています。

15番委員 前の農地の人に迷惑がかからんようにね、挨拶におたくたちが行ったかどうかは知らんけど、そこのとこどういふうに前の人と話がついてるか説明してもらいたいんよね。

申請者 先ほど言ったように区の方は説明会の必要はないと。

15番委員 それはわかってるけどね、前の出入り口の件は県道挟んで向こうに行けば関係ないと言えばそれまでかもしらんけど、これ以上前に出入り口があれば、事故を起こす可能性は多少にしてもあると思うんよね。そういうこともあるし、前の農地の人に挨拶に行ったかどうかやかと思って。どういふうな話になったかというのを聞きたい。

申請者 この後で個別にお話をさせていただきたいと思っています。

15番委員 この前それ言わんやった。

申請者 説明がなかったというお話も受けたんですけど、この間の説明の中で区長さんの方に説明会の必要があるかどうか。

15番委員 区長はそこの住民の人やきね、自分の言ってるのは県道の前の農地の入口があるから、その人たちも迷惑がかかる可能性があるから、一言物言だけは行っとかんといけんとか事務局の方から言ってると思うけどね。そういうことをしたかどうかを聞こうと思って。そうせんと納得いかんとよね。最初から言ったように周辺の農地の方には挨拶にいつてくれと言ったはずやけどね。

●●さん ここの地区の組長さんがおるんですね。前の田の7番委員さんのところには私が行ってですね。

15番委員 おたくは設計士であって、あんたが行って話にならんやろ。会社の人じゃないのに。そうやろう、違いかい。あんたが経営者ならいいよ。申請者というちゃんとした経営者がおるやろう。一言くらい行かな。それじゃつまらんよ。そのためにちゃんと言ってるんやろ。●●●でもちゃんと会社の人物が物言いに行ってるもんね。そこのところもう少しちゃんとしてもらわんと困ると思うよ。測量とか設計が行っても金もらって仕事しようとかやきそれまでやろ。最後までするのは申請者さんの社員やきね。ちゃんとしたとこが行かんとかだめと思う。それは当たり前と思うよ。会社としては。近隣は区長がいいとい

えば、あとは区長の責任やけどいいけどね。そのことは事務局は伝えてるんやろ。

事務局 うちの方としては、先ほど言ったように周辺農地と近隣住民さんへの説明ということと、農道側の出入り口の件、県道側の出入り口ということで、3点ほどお伝えしています。

15番委員 ここは通した以上は、責任があるさね。そこはちゃんとしてもらってあとくされのないように、周りはある程度承諾はしてもらってかんといけんと思う。

申請者 設計業者に代弁を委託しっぱなしという面で反省しまして、対応させていただきます。

7番委員 今の話ですが、前回私が前の農地を作らせてもらいようという話を申請者さんがおるときにさせてもらったんですよ。事務局から聞いてるとか聞いてないとか、そういう問題やないんですよ。私が言ったのは、この出入り口が2か所、今でも混雑しますよね。そこで農繁期にこの入口じゃうちは困るので検討してもらえないかという話をしました。今の回答は警察が許可を出したから問題ないからいいと、じゃ地元住民の意見を全然聞いてないやないですか。法的にはいいかもしれませんが。前回農業委員の地元の意見として出したんですよ。それは全然考慮されてないやないですか。

申請者 申し訳ないですけど、前回のことを持ち帰って、社内で検討させていただいた結果、2か所と

7番委員 地元の意見は聞かないということですね。聞いてないやないですか。警察がいいと言ったからその通りこのままいかせてもらいますと、そういうことでしょう。

農業委員会に先に出してね、許可をもらって、あとで個別に挨拶、地元説明行きますとか地元説明が先でしょう。先に回って地元の意見ももらって承認してもらえましたということを農業委員会にあげるのが筋でしょう。ここで許可もらって、あとで説明に行きますはおかしいでしょう。

15番委員 1つ田を挟んで●●●のところに家がある。あの辺一帯はちょっと治安が悪いんよね。その辺も気をつけんと、区長が説明せんでいいと言うならいいけど。この家のところは行った方がいいとやないと。区長は川の向こうやきね。向こうまでどんな状況か知らんと思うんよ。何人も困るねとは言ってたけど、一言でも迷惑かけますくらい言いに行ったのかなと思ったけど。せめてこの住宅くらいは行くべきやないかなと思うけどね。川崎はしゃあしいと思われるかもしれんけど。それ当たり前やないかと思うけど。すぐ隣さね。

7番委員 ここは遺跡の関係があるんですよ。それはどういうふうに考えてますか。日本でも結構いい遺跡がでるといことなんですけど、そういう発掘調査の件はどうですか。

申請者 発掘調査はやる予定です。本掘調査を予定しておりまして、教育委員会さんの方とやり取りをさせていただいています。教育委員会さんの方からは3月

議会での予算承認を得て、4月から本掘調査に入るとのお話は聞いています。

7番委員 その工程で前回出したオープン計画でいけるんですか。

申請者 実際に発掘調査はしてみないと中の埋蔵物の重要度が違ってくるので、その進捗を見ながらまたスケジュールなどの変更については、報告させていただきたいと思います。

7番委員 そういう部分も計画案に書かないといけないんじゃないですか。

事務局 事業計画書は、転用の際に出す書類の1つなんですけど、この中では予定で10月開始とあげてもらってますけど、それ以外の開発許可の申請だったり、文化財の方だったり、それぞれ別々に申請するようになってるので、この計画書の中には文化財の関係を書くというふうにはなっていません。

7番委員 でもね、文化財の発掘調査の分も見越して計画は立てていかないとずれこむので。農業委員としてはこれを見て判断するしかないですよ。

15番委員 これは農業委員会からはずれるかもわからんけど、ここの県道の交差点が狭いんよね。それを拡張するために角にある●●●●●の土地を譲ってもらってるんたいね。おたくができたら渡さんという状況になってきょうきね。

申請者 それはちょっとおかしいやないですか。

15番委員 まだ決まったわけやないけど、そういうふうな話も県の方も水路の話にもタッチしたけどね、そうなったときに今の現状でこのまま道路が拡張せんかったらこれ以上の交通混雑がおこるんよね。今でも中村橋の先まで混むし、へたしたら次の信号まで時間帯によっては混むんよ。それを解消するためにあそこを広くして解消すると。それが流れてしまえばこの先どうなるかなとその心配がちょっとあるんよね。これは農業委員会からちょっとはずれたことやけど。そんなことも役場もわかって許可出したんやかねと思って。

6番委員 今言うのもわかるけど、ただ私も申請者グループの件は調べたんですよ。交差点のことも確かにある。県の方にも私は話に行ったら、県の方はどっちにしてもやる予定にしていますと言ってたけど、その後のことは知らないですよ。申請者グループというのは、ずっと調べたら、普通のパチンコ屋と違いますよ。例えば東日本の大震災に物資支援をしたり、6億1700万くらいの義援金を送ったりもしてる。1番大事なのは、津波にあった農家の農業支援をものすごくしてるよね。川崎町は津波はないかもしれんけど、何かあるかわからんやないですか。全国的にこういう大きな企業が来るというのはめったにないですよ。ただパチンコ屋に対して印象が悪いような感じはするけど、こういう企業は川崎町に来てほしい企業の1つだと思います。それには雇用も生まれるし、税金も生まれる。私が1番気になってるのは、このグループが農業支援をしてくれていると、津波の被害にあったところのね、そこが大事なところと思うんですね。田がなくなるというのは農業委員としてはさみしいで

すよ。さみしいけど、その辺を考慮したら今回の農地転用は認めるべきじゃないかと私は思ってるんですよ。普通のパチンコ屋と違うのは全国的にパチンコ屋があるのが1つとそれだけ大きな会社でボランティアみたいなものをかまえて町村に応援してくれてますもんね。そういうところはめったにないと思う。川崎町にとっては、農業委員会にとっては、田がなくなるのはさみしいですが、これだけの農業支援をしてくれてるのではないし、農地転用にはぜひほしい企業の1つやないかと思ってますけどね。

7番委員
申請者

今言われたことは本当ですか。農業支援はしていますか。

農業支援と言いますか、大震災のときに津波の被災地については、農業用水の泥上げであるとか、そういったところを本部の社員がボランティアとしてかなりの人数参加していたようです。

7番委員

よそではそういうふうにやっていますよね。川崎ではどのようなことを支援するんですか。

申請者

あくまでもそういった震災等があった場合についての。

7番委員

震災がないと支援しないんでしょう。農業支援というのはできんということやないですか。農業の田をつぶすのは農業支援になりますか。川崎に来て農業支援するんならどういうことをやりますよとか、何かそういう震災なんかが起きた場合にだけ支援します。

申請者

前回もお話しましたように川崎町にとってということになれば、やはり雇用であるとか、税収であるとかしかないかと思えます。この地区ですと津波とかあまり関係ないですし。

6番委員

何かあったときはね、頼めるということですよ。

14番委員

雇用は川崎町から何人くらいするんですか。

申請者

大体全員で20名ほどの新規採用を行います。新規といいますか、大体新しいお店ができたときに来るんですけど、全国から来るのが数名、あと15番、6名くらいを地元での採用です。ただ川崎町でと言われると実際応募いただいた方であるので、そういったことで採用等が決まります。あとこちらに接続する飲食店、清掃業務を行ってる●●●●●●という会社がございます、そちらで清掃で15名程度、飲食店の方で4、5名程度、延べ30から35名ほど。

14番委員

そういう補充があったときに川崎町の方を優先的とかいう考えはあるわけですか。

申請者

実際に私は採用の者ではないので、お約束できないんですけど、御存じのように第1種農地の農地転用について、一般的には転用できないんですけど、農業従事者の雇用の促進の施設ということで、佐賀県で許可いただいたケースがございます。そのときには農業従事者の方が主だったんですけど、やはり2割弱の方しか採用には至らなかったです。基本は川崎町がメインでかけます。そしてあと広げていく感じになります。川崎町がメインで採用という

- 形にはなるんですけど、やはり面接とかした中でというのがありますので。
- 14番委員 もしこの道路を広げる計画ができたらすね、県道側の土地を道路として譲るとい
可能性があるんですか。
- 申請者 所有者の方の同意をいただかないといけないと思いますが、この道路際の方
に緑地帯を設けて、最終的に仮に広げる場合についても当社の計画には支障
はないのかなということにはなると思います。
- 14番委員 緑地帯を作るんですね。何メートルくらい。
- 申請者 広いところで3メートル程度です。また先に水路とかです、水路にふたを
かけて道路敷きとか検討できるかと思います。
- 14番委員 先ほど7番委員さんが言ったように県道沿いの入口を変えることはできんと
ですか。今まだ計画の段階やないですか。
- 申請者 今2か所ということで、問題の農地の入口のあまり影響がないということに
なると現状の位置の方がベストかと考えています。
- 7番委員 もう1点確認します。遺跡調査ですが、調査費は申請者さんがみるんですか。
- 申請者 そうです。
- 議長 他はございませんか。
(なし)
それではこれで質問は切ります。申請者さんありがとうございます。後ほど
ご連絡させていただきます。
(申請者退席)
- ただ今申請者さんから説明がありましたが、質疑に入りたいと思います。発
言のある方は挙手してください。
- 15番委員 まださっき言った質問に対して実行ができてないので、実行ができた時点で
承諾という方向にもっていかんとしょうがないと思うんよね。そうでないと
今のままやったら中途半端になるき。
- 6番委員 事務局はどう考えてますか。
- 事務局 先ほどから15番委員が言われてる部分というのを、まず前回の委員会の中
で農業委員会として申請者さんの方に周辺の農地、近隣住民への説明という
こと、農道側の出入り口の関係、県道の出入り口について付け替え等につ
いてはできないかという、この3点について投げかけた上で、継続という形で
話をしております。今確認をしたところでは、周辺農地、近隣住民という
ところについては、申請者さんの会社の方から直接ではないけれども●●さん
が代理で回ってるという話ではなかったかと思います。近隣住民というのは
区長さんに説明会を開くべきかどうかという話を持って行って、区長として
は、それは開かなくてもいいよということの回答があったということであ
ったと思います。県道については、先ほど7番委員も言われましたように警察
からのということではなってますけども、例えば4、5メートルの移動は可
能なのか不可能なのかというところが、検討されたのかどうなのかという

こがあるんじゃないかなというふうに思います。今回継続審議で2回目の審議になっています。当然ここで可決した場合には県に、否決してもそうですけど県に報告するということになりますが、当然クリアできていかなければ、農業委員会としても決定はされないだろうというふうに思いますので、事務局としてもどういうふうにするか考えるところですが。

15番委員 ●●●の場合はまだ厳しかったもんね。何回も来てから、確実に何もかもしてからしたんやもんね。中途半端で通したことになるきね。自分はそう思うんよね。●●●のときはあれだけ厳しくしたんやもんね。

7番委員 代理で●●さんが来たんですよ。来て、よろしくお願いします。それで終わったんですよ。なんで●●さんが来たんですかと、ただ仕事しようだけき、あなたが来てもしょでしょと言ったんですよ。それはもう早くに言いました。それでも申請者さんは説明にこようもしない。今の道路の件も普通説明に来て、できないならできないで、これしかできないという説明の仕方があると思うんですよ。それも何も無い、警察の許可が取れたからという言い方で誠意の何も無い。雇用がうまれる、それはどこの施設がきても雇用は生まれますよ。私は前回も全体的なことを考えてくださいよと言いました。パチンコ屋はもう2軒あるんですよ。真ん中にきて、どこかが1軒つぶれたら雇用も減りますよ。1軒新しいところで雇用がうまれるからいいとか、そういう問題ではないと思います。全体的に考えてみてください。違う施設ならいいんですよ。新たな雇用がうまれる。

6番委員 農業委員会としてね、そこがひっかかってるなら、それに対応せんと、それを出しよったらきりがない。

7番委員 今きて遅いんですよ。誠意が感じられない。

14番委員 県道の入口の件でも警察がいいといったからいいじゃなくて、まだ設計の段階だから迷惑のかからないところに移動できないことはないはずよね。

15番委員 これ仮に自分のところに入るために交通渋滞をさけるためにするためにはね、簡単には●●●●を通りかえて、別に道を作って入口を別にそこから入るようにすれば混雑せんよね。専用道路を作ってするとかね。

6番委員 それは今後要望したらいい。

15番委員 自分はもう要望したことができてるもんじゃないか、話聞いてもしてるようなことやないき。

6番委員 正当にもう1回してもらったらいいやないですか。それから反対したときはしょうがないやないですか。いいところもあるんやから、それを誤解されてるのもでてきてると思う。そこをきちんと話した方がいいと思う。

7番委員 前回からこっちが提案したことに対して何1つ変わってないですよ。変えようとしてないです。今から言っても一緒と思うんですよ。1回目できないことは今からでもできない。

6番委員 それは7番委員、つまらん。農業委員会として考えないけんとかやき。それは

それでもう1回言えばいいやないですか。そうしないと県に対する説明の仕方があるやないですか。農業委員会として。

15番委員 これですべて提出せないとやったら1回提出して、また差し戻しさせればいい。

6番委員 一応継続にして段取りだけふんでもらえばいいやないですか。

7番委員 ここで決をとっても賛成になるか反対になるかわからんですよ。継続にする必要がない。

6番委員 継続にした方がいいよ。

議長 改めて審査するというにしますか。

7番委員 前回からまったくかわってないから。

15番委員 もう1回申請者と話したらいいんやない。事務局の方によんでもう1回つめた話をしてもらって。

7番委員 事務局は誰から出されても受け付けて、それを書類上提出せなき、事務局に権限はないんですよ。事務的なことはしてもらいよう、あとは農業委員の中で決めないけんことやき。事務局と相談されても困るわけですよ。

議長 改めた要望事項を聞いてまとめますか。

7番委員 今日決った方がいいですよ。

6番委員 結局前回できてなかったと言ってるんだから、その話をきちんともう一度させてですね、順序よくきちんとしてもらった方がいいですよ。それをした後ですよ。

15番委員 今日、●●委員も農業委員だからどういう考えがあるかというのを聞いたかったんよね。でも今日は本人欠席で、来てないから聞かれないけど、農業委員としてどういう考えかというのを聞いてみて、それからした方がいいかなと思ったけど。

議長 改めて要望する事項というのを言ってください。

15番委員 出入口の件、ここを広くして県道を申請者がほとんど使わんような形にして出入りされればいままでと変わらんかね。そういう案もあるよね。

事務局 整理をさせていただきたいのですが、前回の3点の話の中で、うちとしては、当然一般的な手続きを●●さんの方がずっとされていて、●●さんに3つの部分を伝えて、ここから申請者さんの方にはきちんと話がたって、その上でうちとしても申請者さんの方から住民の方だとか、そういうところには話がたってのものというふうに考えてましたけど、果たしてそうだったのかというのも考えられますので、直接申請者の方に事務局の方から再度3つの点についてクリアをしてくださいということで話をしておりましたと、今回委員会の中で話があったけども、これについては明確な答えがなかったというふうに判断をしているので、再度それについてきちんと申請者さんの方からの回答をいただきたいという形でなげかけるといってはどうでしょうか。

7番委員 それは前回言って、今回がその回答なんですよ。何1つ変わってないんですよ。また言っても一緒なんですよ。●●さんが来たのは代理で来たのならいいけど、そういう説明も何もなしに来て、お願いしますねと言って帰ったんですよ。私が言ったことと全然違うやないですか。内容の説明は何1つしてないですよ。それが地元説明ですか。

15番委員 今日来たときも申請者から●●さんに全面的にお願いしていますと言う言葉が一言もでなかった。普通させた以上は会社の人と言うはずやきね。話ができてないということやろう。事務局から●●さんに言っても申請者には伝わってない。区長のところに誰が行ったか、区長に聞いてもいいけど、申請者じゃなかったらおかしい。

6番委員 だから要望をもう一度言ったらいいやないですか。今日申請者が来てみんなの意見を聞いてるやないですか。あときちんとした返事だけ伝えて、それだけのことをしてもらってからのことですよ。今の状態じゃそれしか考えられん。いろいろ言っても来させたくないのかしか向こうは取らんですよ。そういうことやないやないですか。

7番委員 ここで決めて上げて、県に決めてもらったらいいやないですか。
事務局 県に上げるという件で、今日採決するのか、継続にするのかは別にしてですね、もし採決して否決となったとしたら、それを農業委員会から県に不許可相当ということで、意見書を上げます。その後、この間の総会の後、農林にも確認したんですけど、やはり県の方がもう一度町の方に戻してくるらしいですね。県が農業会議というところに意見を聞くんですけど、そのときに県の意見と町の農業委員会の意見が違ったときに、もう少し協議してくださいということになるらしいです。県の方はどういう判断になるかわかりませんが、県が許可相当ということになれば、もう一度町の方に戻して協議してくださいというふうになるようです。

議長 一応説明は受けたけど、その説明では納得がいけないということで、継続ということでもいいですか。

7番委員 よくないです。

議長 継続にするかどうか、みなさんの意見を出してください。

15番委員 この前言ってるんやきね。それをしてないんやき。

議長 それでは審議を継続した方がいいという方は挙手してください。
(2名挙手)

議長 お諮りします。議案第1号番号1から番号6番について、原案とおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

賛成少数ですので、継続審査である議案第1号は、否決といたします。

それではその他に入ります。その他は何かありますか。